

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
法人名（屋号） 株式会社 赤碕清掃
氏 名
（代表者） 代表取締役 岡崎 博紀

令和4年7月5日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和4年7月11日

北栄町長 手嶋 俊樹

記

1 事業の種類

一般廃棄物の収集運搬（一般廃棄物及び浄化槽汚泥）

2 事業の区域

北栄町全域

3 取り扱う一般廃棄物の種類

一般廃棄物及び浄化槽汚泥

4 許可の期間

令和4年8月1日から令和6年7月31日

5 一般廃棄物の搬入先

中部クリーンセンター、ほうきりサイクルセンター、(株)鳥取再資源化研究所、(株)赤碕トランスネット、木材リサイクルセンター

6 許可の条件

- (1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- (2) 収集運搬において次の混載を行わないこと。①市町間混載 ②町委託事業者委託分の場合に許可分との混載 ③可燃・不燃・粗大ごみの場合その混載 以上。
- (3) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。

複写無効

